解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月二十六日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月十二日

札幌市中央区北一条西七丁目一番地

特定非営利活動法人北海道認知症高齢者グループホーム協議会

清算人　武田　純子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月十二日

秋田県仙北市田沢湖卒田字早稲田四三〇番地

特定非営利活動法人秋田県アイティ基盤協会

清算人　坂本　洋

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月三十日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月十二日

東京都港区赤坂二丁目二番一九号アドレスビル

特定非営利活動法人インターナショナルテストセンター・コンソーシアム

清算人　井戸田　勲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月十二日

神奈川県横須賀市武二丁目六番一号コーポグリーン三F・三〇三号室

特定非営利活動法人楓訪問介護事業所

清算人　中村　利雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月十二日

福井県坂井市春江町中庄第三八号六〇番地

特定非営利活動法人ふるさとネットワーク

清算人　武田　桂子

第四十三期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

（単位・千円）

貸借対照表の要旨

資産の部

流動資産	八〇五、三七〇
固定資産	二〇、四七六
合計	八二五、八四七
負債及び純資産の部	
流動負債	七三八、五四六
固定負債	三、五六七
株主資本	八三、七三三
資本金	三三、二五〇
利益剰余金	五〇、四八三
その他利益剰余金	八、三一二
（当期純損失）	四二、一七〇 （六、〇七二）
合計	八二五、八四七

平成二十三年七月十二日

東京都千代田区神田錦町一丁目八番地

株式会社紙大倉

代表取締役　宮島　哲夫

第七期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　　千円

流動資産	五、六三六、九七一
固定資産	四、二一四、六〇九
合計	九、八五一、五八〇
負債及び純資産の部	
流動負債	四、二一六、一一八
固定負債	四、九〇八、六八五
株主資本	七二六、七七七
資本金	一〇〇、〇〇〇
資本剰余金	三三七、六二七
利益剰余金	二八九、一五〇
その他利益剰余金	二八九、一五〇 （二九四、一五〇）
（当期純利益）	九、八五一、五八〇
合計	

平成二十三年七月十二日

愛知県小牧市大字村中字唐曽一四一八番地

株式会社メタルテック

代表取締役　矢島　隆一

配当公告

岡山市北区中山下一丁目八番四五号、破産手続開始決定時の住所岡山市中山下一丁目八番四五号　破産者　大喜株式会社

右の者に対する岡山地方裁判所平成十九年(フ)第一一五一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金二〇、五九七、七二一、八四一円

優先債権　金一一、二五九、二〇〇円

一、配当することのできる金額

一般債権　金二、二五五、九一四、三七二円

優先債権　金一一、二五九、二〇〇円

平成二十三年七月十二日

岡山市北区弓之町二番一五号弓之町シティセンタービル六階

破産管財人　小林　裕彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区山の手七条八丁目五番、最後の住所札幌市北区北二六条西一四丁目三番一〇―一〇二号

被相続人　亡　横山　昭男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十二日

札幌市中央区大通西一〇丁目四番地一三三

第三有楽・寺島ビル七階

相続財産管理人弁護士　島田　度

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市山崎一〇九九番地一三四、最後の住所茨城県土浦市摩利山新田四三四番地四三

被相続人　亡　加茂　博志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十二日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号

相続財産管理人　弁護士　後藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県桜川市加茂部一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　本多　旭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十二日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号

相続財産管理人　弁護士　篠﨑　和則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市中一の沢町五番、最後の住所栃木県宇都宮市中一の沢町五番四五号

被相続人　亡　小山　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十二日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二一号オノセビル五階山口益弘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊田　毅